



職員の期末手当及び勤勉手当に関する  
報告及び勧告

令和2年10月

佐賀県人事委員会



人 委 第 8 1 0 号  
令 和 2 年 1 0 月 2 3 日

佐賀県議会議長 桃 崎 峰 人 様

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

佐賀県人事委員会

委員長 中 野 哲 太 郎

職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



# 目 次

<b>別紙第1 報告</b>	1
1 民間給与の状況	1
2 民間の特別給との比較	1
3 物価及び生計費	2
4 人事院の報告及び勧告	2
5 職員の期末手当及び勤勉手当の改定	3
6 給与勧告実施の要請	3
(参考)	
人事院の給与勧告の骨子(特別給関係分)	5
<b>別紙第2 勧告</b>	7



## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）若しくは一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）又は佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）の適用を受ける会計年度任用職員の給与等の実態を把握するとともに、生計費、国家公務員及び他の地方公共団体職員の給与等、県内民間事業所における従業員の給与等、職員の給与決定のための必要な諸条件並びに職員の勤務条件等について調査、研究を行ってきた。

この度、特別給について、結果がまとまったので、その概要を次のとおり報告する。

なお、月例給等については、別途必要な報告及び勧告を行う。

## 1 民間給与の状況

### （職種別民間給与実態調査）

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所341事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した153事業所を対象に、人事院と共同で「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施することとし、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した（報告資料第1表及び第2表参照）。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外するとともに、同感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給に関する調査を6月29日から7月31日まで先行して実施した。

また、本年の特別給に関する調査の完了率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動に大きな影響が生じている中、調査に対する民間事業所の理解、協力をいただき、90.8%（139事業所）と高いものとなっている。

## 2 民間の特別給との比較

昨年8月から本年7月までの直近1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特

別給は、次表に示すとおり、所定内給与月額 $\times$ 4.43月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数(4.50月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.07月分上回っていた。

民間における特別給の支給状況

平均所定内給与	下半期 ( A 1 )	326,021 円
	上半期 ( A 2 )	329,080 円
特別給の支給額	下半期 ( B 1 )	717,998 円
	上半期 ( B 2 )	733,947 円
特別給の支給割合	下半期 ( B 1 / A 1 )	2.20 月分
	上半期 ( B 2 / A 2 )	2.23 月分
	年 間 計	4.43 月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは令和2年2月から令和2年7月までの期間をいう。

### 3 物価及び生計費

#### (1) 物価指数

総務省調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国では0.1%増、佐賀市では0.4%増となっている(報告資料第3表参照)。

#### (2) 標準生計費

本委員会が、総務省の「家計調査」における勤労者世帯分を基礎に算定した本年4月における佐賀市の標準生計費は、2人世帯では172,580円(全国153,040円)、3人世帯では203,990円(同176,230円)、4人世帯では235,380円(同199,420円)となっている(報告資料第4表参照)。

### 4 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年10月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び勧告を行った(給与勧告の骨子(特別給関係分)は、(参考)のとおり。)

#### (特別給)

特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給が年間で所定内給与月額 $\times$ 4.46月分に相当しており、国家公務員の年間の平均支給月数が民間事業所の支給割合を上回っていたため、0.05月分引き下げ、その引下

げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととされた。

## 5 職員の期末手当及び勤勉手当の改定

### (1) 改定の基本方針

前記2のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.07月分上回っていた。このため、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.05月分引き下げる必要がある。支給月数の引下げ分は、人事院勧告等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。

### (2) 改定すべき事項

職員の期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、年間4.45月分とする。支給月数の引下げ分は、本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げるものとする。

なお、再任用職員の期末手当については、改定を行わない。

## 6 給与勧告実施の要請

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、特に本年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機の中において、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

本委員会では、平成18年度の給与構造改革以降、職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から、地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

本年の職員の期末手当及び勤勉手当に関する勧告は、地方公務員法に定める給与決定

の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、引下げを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 給与勧告の骨子（特別給関係分）

### ○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

## I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

## II ボーナスの改定等

### 1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

### 2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日



## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告の結果に基づき、次の事項を実現するため、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第 1 号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第 2 号）及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第 3 号）を改正することを勧告する。

### 1 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正

#### 【再任用職員以外の職員の期末手当】

#### (1) 令和 2 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.25 月分（特定幹部職員にあっては、1.05 月分）とすること。

#### (2) 令和 3 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ 1.075 月分）とすること。

### 2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正

#### 【特定任期付職員の期末手当】

#### (1) 令和 2 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.65 月分とすること。

#### (2) 令和 3 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

### 3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の改正

#### 【任期付研究員の期末手当】

#### (1) 令和 2 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.65 月分とすること。

#### (2) 令和 3 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、令和 2 年 12 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(2)、2 の(2)及び 3 の(2)については令和 3 年 4 月 1 日から実施すること。